

## 【会議録】

主 題 平成29年度第3回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：平成29年11月28日（火）13：30～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎 3階 大会議室
- 出席委員：宮島孝明会長，飯村晴代副会長，岡野純子委員，大久保安雄委員，遠藤光委員，間宮正孝委員，片山とよ子委員，川上智美（本多委員代理），鈴木恭子委員，荒井栄司委員，平間早英委員 以上11名
- 欠席委員：竹内真理委員，石澤昭博委員，雨谷康弘委員，安河内崇代委員 以上4名
- 事務局：社会福祉課 関課長，成嶋補佐（進行），塚田係長  
（コンサルタント：(株)地域計画研究所 若山・付）
- 傍聴人：なし

1. 開会（午前13時00分）
2. 委員出席状況報告  
委員15名中，出席11名，欠席4名  
委員の過半数以上が出席により，会議が成立する
3. 会長あいさつ
4. 議事（会長が議長となる）  
（1）第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について

### 【質疑等】

事務局：こちらの確認が足りず，“害”の字をひらがなで書くべきところを漢字にしてしまったり，その逆もあつたりで，そのへんは改めて修正をするつもりである。皆さまが確認した中でも，気になるところがあればどこからでもいいのでご意見を頂戴したい。

最初に私から確認したい点がある。5ページにそれぞれの障がい者手帳をお持ちの方のデータを載せており，その一番上に“（2）身体障がい者の状況”と記載しているが，“身体障がい者”と直接的に表記するより，例えば“障がいのある方の状況”というような表現に変えた方が良いか。

委員1：今確認したが，“害”の字は法律的にはまだひらがなの“がい”ではない。

議長：手帳の場合の障害者の表記は漢字である。

事務局：そのへんは曖昧なところがあり，法律用語・固有名詞・障害者手帳に関しては漢字で，“障がい者”とかそういう…なんて言えばいいのだろう。

委員1：文書にするときはひらがながいいということか。

事務局：そうです。区別はしているところだが，なかなか確認しきれていないところがあり，そのへんは再度確認したい。“身体障がい者”や“知的障がい者”という直接的な表現についてはどうか。

委員1：変えるとすれば，“身体障がいをお持ちの方の状況”という感じか。

事務局：ちょっとくどいような気がしないでもないが。

委員1：どうなのでしょう。直接的な表現がいいのか…

事務局：去年作ったつくばみらい障がい者計画では，“知的障がいのある人”という表現であった。そちらに合わせた方がよいか。

委員1：第4期では“障がい者所持者”と書いてある。

事務局：“手帳所持者”ということか。

委員1：“手帳所持者の状況”とある。

事務局：そういう表現もあるので、どのようにしたらよいか。

委員1：障がい福祉計画の方ではずっと“手帳所持者”になっている。

事務局：はい。第4期の計画では“所持者”ということでやっている。例えば精神障がいになると、手帳は持っていないが精神通院の受給者証は持っているということで，“手帳所持者”とはひとくくりにはできない。そのへんをどのようにしたらよいか悩んでいる。

委員1：身体の中には肢体不自由者も含まれるのか。

事務局：はい。身体障がい者というのは、もちろん身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がい者というのは療育手帳をお持ちの方、精神障がい者となると精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、精神通院をされている方の医療費が1割負担になる自立支援医療での受給者証をお持ちの方ということになってくるので、今回は一概に“手帳所持者”とは言えないことから，“身体障がい者”“知的障がい者”“精神障がい者”という表記とした。ただそれが直接的すぎるのではないかと今思っているところである。

議長：それについて苦情等を言う人がいるのか。

事務局：そこまでは…

委員2：もしそういう方がいるのであれば考えるが、いないのに我々があまり気を使いすぎていけないと思う。何か言われたらその時点で改善すればいい話で、今どちらかに決めてしまわず、現状のままでいいのではないか。いやだと言われたらその時に議論すれということ。今「これ！」という答えは出ない。これではいけないという意見があれば、変えてもいい。

事務局：今後パブコメにも出すので、一般の方から「そういう表現は…」という意見があれば直したいと思う。今回は“身体障がい者”“知的障がい者”“精神障がい者”という表記をさせて頂く。

12ページの第5期障がい福祉計画の成果目標の中身ということで，“（1）施設入所者の地域生活への移行”とあり、目標値を出している。前回の骨子案の内容では、国の指針通りに数値目標を立てており、1番上が9パーセント、2番目が2パーセントということであった。現状当市では、施設から地域生活へ移行する方は何人かいらっしゃるが、それ以上に新規の施設入所者が多く、入所者数削減というよりは徐々に増えている状況である。それを踏まえ、国の

指針からは少し目標値を下げ，“①地域生活移行者数”を9パーセントから6パーセント，“②施設入所者数の削減”を2パーセントから1パーセントに変更し、国の指針通りではなく、実情に合わせた数値とした。それ以外の成果目標については国の指針通りの数値である。

コンサル：ちょっと補足させて頂く。現況のところは、前回ご提示したものとあまり変更はない。今の12ページから今回の計画の目標ということで、どのように設定するかということ。そのことと、今回は障がい福祉計画と障がい児福祉計画の二本立てになっているので、その内容について概略をお話しして、ご意見を伺いたい。今お話しいただいたように、12ページで第5期障がい福祉計画の成果目標というところがあり、これはいくつか国の方で目標を立てなさいということで、施設入所者の地域生活への移行というのを…これは今塚田さんから説明にあったところだが、13ページで“（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築”ということで、国の指針のほうでは「平成32年度までに全ての圏域で精神障がい者地域移行や推進協議会というものを設置しなさい」ということが出されている。これについても、つくばみらい市の方では障がい者の支援協議会の中に専門部会をまず設置して、協議を進めましょうということを示している。それから“（3）地域生活支援拠点の整備”ということで、障がいのある方が地域生活を行うためのグループホーム等で、地域での生活をカバーしていくといった機能を動かさなくてはいけないのではないかとということで、国の指針では、例えばグループホームが核となり、平成32年度までに市町村か圏域に一つ地域生活支援拠点を整備しましょうということが謳われている。つくばみらい市では圏域での整備も含め手、障がい者支援協議会において、地域生活拠点整備の方針を立てていきたいと思いますということで、平成32年度までにある程度の方針を作り、例えば比較的グループホームも何か所かあるので、そこで協議を頂いてそういう拠点を作っていくか、難しければ圏域で考えましょうというようなものになっている。それから“（4）福祉施設から一般就労への移行等”では、国でも実際に平成32年度中に平成28年度の一般就労の実績の1.5倍にするとか、移行する利用者の数を2割増しにするとか、こういった目標を掲げて進めていけないだろうかというふうになっている。これについては塚田さんから話があったように、14ページのところに国の指針に基づいて、一般就労の目標値を立てましようとしている。平成32年度の一般就労移行者数が、平成28年度実績は2人だが、その1.5倍で3人としている。それから平成32年度末の就労移行支援事業利用者数は、28年度実績の2割増しによる33名ということで設定している。それから32年度末の就労移行业務所の就労率・就労移行率は、3割以上の事業所を半分以上設置しましょうということや、実際に就労した方の定着支援ですが、新しい事業で出てきているが、この定着率を8割くらいにしましょうということで、これを一応国の目標率で設定していこうということになっている。このことは実際

に今回の計画策定にあたり，就労関係の事業所の方のお話もいろいろ伺ったのだが，比較的一般就労を希望されている方は，比較的高い率で一般就労されている。それから就労提携定着支援については，これももう就労した方については事業所のほうである程度フォローしていきいているという実績があるので，これについても続けていきたいという事業所も結構あるということで，国の目標値で進めていければとした。それから15ページの“2 自立支援給付の見込み量と確保方策”ということで，下にある介護給付や訓練給付，自立支援給付について，どのくらいの目標値をあげればいいのかということだが，実態に合わせて目標値をあげている。先ほど塚田さんからお話があったように，16ページのところから個別の事業について見込み量・確保方策についてまとめている。自立支援給付については訪問系のサービス。サービス内容については，皆さんもご存知かと思うが，サービス内容の概略を書き，訪問系のサービスについていえば平成27年度から29年度までの実績がどうであったかを入れて，その右側に平成30年から32年度の目標値ということで，今回の計画は3カ年の目標値をあげて，それが実現できるよう努力していこうというのが大きな目標になっているので，それを挙げている。その見開きで17ページには見込み量の算出根拠ということで，どういう根拠でこの数字をあげたのかという根拠を示し，その下に見込み量の確保方策ということで，それを確保するためにどういうことをやっていったらいいのかということをもとめている。16ページで具体的な見込み量…例えば居宅介護であれば，平成30年度から32年度までに，実際の利用者の方は51人・54人・56人，延べ利用時間は436時間・459時間・483時間にしましょうといった目標を設定している。これはさきほど算出根拠がありましたように，居宅介護であれば比較的增加傾向にあるので，平成27年から29年までの平均増加率を考慮し，このように増加傾向のあるものはそういう形で見ましょうということでこの数値を設定している。その次の重度訪問介護については，非常に利用者が少ないので，そういうものについては実際の利用実績からみていきましょうということで，利用実績と利用者数の実数，それと利用の時間数というようなことであげております。以下同じように行動援護と同行援護は，実際の利用状況を見ながら今後3年間を予測しましょうということで数値をあげている。同じように18ページのところから“日中活動系サービス”のサービス概要や内容に触れて，同じように日中系サービスについても，それぞれの3カ年の目標値ということで数値をあげている。これも同じようにある程度の伸びをみて算定することや，結構凸凹がある場合には，平均して算定しようということで数値目標を設定している。例えば生活介護でいうと，利用者の27年から29年まで78人・79人・80人と増加の傾向にあるので，その増加が続くというイメージで，30年には86人・31年には88人・32年には91人と予測した。利用実績の方は，一人当たり何時間くらい利用しているかの平均値で，延べ時間を算定す

るよう設定した。以下同じような形で設定している。それからこの中では、下から3つめの“⑦就労定着支援（新たなサービス）”と書いてあるが、今回の計画で新しく出てきたサービスで、先ほど話にあった就労した方の1年後の定着率は80パーセントにしましょうということになっているが、こういうものについては、就労される方を12・13・14と設定し、これで考えていきましょうと。20ページにも“⑦就労定着支援（新たなサービス）”と書いてあるが、事業所調査の中で4つの事業所は実施を予定・検討していますと言っていたことから、概略数にはなるが10人くらいを想定して設定している。21ページでは、真ん中に“●居住支援・施設系サービス”ということで、これはグループホームであるとか施設入所ということで、これまでの実績を見ながら、ヒアリングの中でもグループホームを新たに整備していきたいという事業所もありましたので、この数を設定した。23ページの“●相談支援”，特に23ページの下表になるが、計画相談支援がかなり増加傾向にあるということで、今後の目標から言うと、実際の相談の利用者が今後増えてくるだろうと想定している。ただ地域移行支援や地域定着支援はこれまでもあまり実績がないので、人数を多く見込むことは難しく、1人と設定している。足早で申し訳ないが、25ページの“3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策”については、真ん中の図にあるように必須事業ということで、①～⑩は国の方針で必ず設定してくださいということであげた事業になる。右にある任意事業は、市が独自に設定する事業である。これについても同じような形で目標値を設定するというので入れている。26ページ“①理解啓発・研修啓発事業”については、既に講座であったり等進めているので、①や②についてはここにあるように進めていきたいと思いますということになっている。27ページ“③相談支援事業”は、相談支援事業というところで重要な課題がある。基幹相談支援センターといったものを設置しなければいけないのではないかとということがあり、実際に今期の計画での導入目標にもあったがまだ設置できていないのが現状。これも圏域を含めて設置ができるかどうか検討し、32年には基幹相談支援センターを設置していくという方向性にしている。“住宅入居等支援事業”についても同様に、検討しながら32年度には設置するというので方向づけをしている。28ページの“④成年後見制度利用支援事業”については、まだまだ利用実績が少ないが、実績を少しでも上げていくという方向で入れている。それから“⑤成年後見制度法人後見支援事業”はまだ実績がないので、これも検討しながら32年度には実際にやれる分も作っていかうという流れ。29ページ“⑥意思疎通支援事業”については、手話通訳であったり、点字関係であったり、そういうかたちのもの。手話通訳者・要約筆記の派遣ということで、これまでの実績を踏まえてあげている。それから手話通訳者の設置も現状では考えていないので、“無”という方向づけにしている。30ページ“⑦日常生活用具給付等事業”については、障がいのある方に必要な生活用品を寄付するも

ので、これもこれまでの実績からある程度推計し、人数や件数を設定している。31ページ“⑨移動支援事業”も、これまでの実績から今後の利用者数を設定するもので、若干伸びがあるので、そういうものを見込んで入れている。32ページ“⑩地域活動支援センター”については、市内に地域活動支援センターがいくつか出来ており、その実態を見込んで箇所数や実際の利用者数を設定している。33ページ“(2)任意事業”も同様に、現状から算出している。今までは障がい福祉計画の中に、障がい児についての目標値等を一応は設定してきたが、今回の計画からは障がい児福祉計画が独立し、内容を明確にして目標を立てましょうということになった。これについては今日お配りした34ページからの“V 第1期障がい児福祉計画”ということで、これについては成果目標ということも国の方で考えている。児童発達支援センターの設置や保育所等の訪問支援を充実するという位置づけのものが出されてる。つくばみらい市の場合には、発達支援事業の1つとして、保健福祉センターで専門医による支援を行っている。それから地域の保育所のほうを専門医の方が巡回し、保育士及び教諭の方を対象に専門的知識を提供するということはすでに進めてきている。ただ、児童発達支援センターが設置されていないことがひとつの課題になっている。このようななか児童発達支援センターにおいては、児童発達支援にかかる事業所と協議し、圏域を含めた設置を検討していくものである。市内に1か所設置できればよいのだが、困難であれば福祉圏域の中で設置することも含めて検討していくという方向づけである。“②保育所等の訪問支援を利用できる体制”については、発達支援事業所等関係するところと協議しながら、体制充実を図っていきましょうという内容にしている。34ページの(2)は、主に重症心身障がい児の方を支援するための児童発達支援事業所や、放課後デイサービス事業を広げていくものとなっている。国の方では、平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、それから放課後等デイサービス事業所を1か所以上整備するというを基本としているが、市内には児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービスが3か所あるということで、こういう事業所と協議して確保を検討していきたいとしている。市内で困難であれば、圏域で確保したい。これは今日追加した資料の35ページにも、児童発達支援事業所であるとか、デイサービスの事業所と協議しながら、同じように目標値を設定して確保を図ってきたいとある。それから成果目標の(3)は医療的ケア児の支援として、これからの関係機関とか協議の場を作るもの。国の基本方針では、30年度末までに都道府県・圏域・市町村で、保健医療・障がい福祉・保険給付等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとしている。こちらは市のほうでも重症心身障がい児の方がおられる場合…何年に発足かというのが抜けているが…ヒアリングの中で、医療的ケア児が利用できるサービスが非常に少ない、それから情報も少ないという話があり、非常に早急な対応が必要である。これに関しては本市の目標にも

あるが、障がい者支援協議会に専門部会を設置し、どういう形の支援の仕組みを作ったら良いのかを検討していくということで、30年度末までにまずは専門部会を設置して協議の場を作っていくこととしている。それから36ページに“2 障がい児支援に係る給付の見込み量と確保方策”とあるが、下の表の方にサービスの種類・障がい児通所支援として ①児童発達支援・②放課後等デイサービス・③保育所等訪問支援・④居宅訪問型児童発達支援（新たなサービス）・⑤医療型児童発達支援、それから障がい児相談支援と書いてある。児童発達支援、放課後等デイサービス、それから障がい児の相談支援、そのあたりは結果的に増加傾向できておりますので、その傾向は考慮している。保育所等の訪問や新たなサービスである居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援については、まだ実績が無かったり、その他数値が実際に行っているケースが少なかったため、可能なところで数名ということがあるかなど。実際に医療型児童発達支援に関しては、これまでも実績がないし、今後見込みも考えられないことから、0人とした。そのような形でこれまでの経過も含め、流れの中で考えていくとしている。そこから同様に、今ご説明した見込み量の算出根拠や見込み量の確保方策ということと、最後のところで説明が漏れたが、各サービスに関して参考という形で、市内のサービス事業所についてどのようなサービスを実施しているかということをご参考にあげている。これには障がい者団体の方々からヒアリングを行った際に、実際にどういうところでどのようなサービスを行っているか、といった部分が一覧で分かった方がよいといった意見があり、市内のサービス事業所をこのように一覧で掲載した。障がい児福祉計画については、このような形でまとめていければと思っている。最後に、38ページの“VI 計画の推進”について。実際に策定に際しては、市障がい者支援協議会で議論しているが、この会が一つの核になっていくだろうと思う。この協議会を中心に、成果目標に向けて、例えば医療的ケア児の対応に向けた子どもの部会であったり、精神障がい者の方も含めた地域包括ケア計画といった具体的な成果目標を具体化するために必要な専門部会を設置し、具体化を図っていたらどうかということをご提案している。39ページは“2 計画達成状況の点検・評価”ということで、PDCAサイクルにより点検・評価をしながら進めていくものである。ざっぱくご説明で申し訳ないが、以上計画の目標や内容に関わる構成となっている。

委員2：ありがとうございました。只今第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について事務局の塚田さん・コンサルの若山さんにご説明頂いた。何かご質問やご提案があれば受けたい。事前に資料を渡され読んでみたが、なかなか難しい。

委員1：医療的ケア児支援のための関係機関の協議会を作り、この間のヒアリングでも「たいよう」の方の話がここに出ていて、先ほど資料もみせていただき、非常に大変だなという話が出たのだが、36ページの「たいよう」のお子さんの中

にも医療も必要な方がいるし、知的発達も障がいがあったりして、重複しているケアが必要な方がいると思うのだが、障がい児通所支援のところで医療型児童発達支援の見込みが「ゼロ」というところとか、あとは37ページの⑤で「これまで利用実績がなく、今後も利用がないと予想しました」と書いてあるところが、さっきの説明の主旨的に違うのではないかという気がした。実際に今利用している人がいないというのと、利用したいという希望があるというのはまた別の話。実際に今利用できる所がないので利用していないのであって、利用したい人が実際にはいるというのは、別の親の会だが知っているの、見込み「ゼロ」というのはおかしいと思うし、協議会の中でも専門部会を作って考えていこうというのであれば、この見込み数は違うと思う。どうでしょうか。

事務局：実際おっしゃっていたように、あれば使いたいというのが本当のところだと思う。現状は医療型児童発達支援をやっている事業所がないということもあり、なかなか向こう3年の計画では見込みを立てづらいついていうところで、今回はゼロという数字をあげさせていただいた。こちらは県から調査があり、県内の各市町村が今の段階でどういうふうに見込みを見ているかというところ、近隣市町村…守谷市や取手市でもこのところは現状ゼロになっている。

委員1：守谷の“飛行船”はそういう重度障がい者の方がけっこういますよね？飛行船の中でケアを受けている守谷市内の人がいるので、「ゼロ」というのはおかしいと思う。実際に受けていると思う。飛行船があるわけだから。

事務局：実際に医療型児童発達支援が飛行船のほうに…

委員1：児童発達支援のほうであるかどうかはわからないが、成人の方の施設をもっているの、北守谷公民館の中で相談支援事業をやっている、知的障がい者もちろんそういう方もケアを受けている…私は守谷市民ではないので詳しくは知らないが、やっていたのではないかと思います。

事務局：医療型児童発達支援というサービスで見ると…

委員1：そのくくりではないのか。

事務局：そのくくりではない。希望的観測も含め、見込みを入れた方がいいのか…というところになる。このへんは非常に見込みを立てづらいついていうところである。

委員1：東京ではいろいろな支援があったりするので、生まれてしまったところでこの市にはないよと言われて、転居する方もいると思うし、ないから使えないというのが現状。このところ人数的にも何人かいらっしやいますし、「たいよう」の方も実際にいらっしやるので、これから就学していったりする中で、市では受けられないので市外に行くしかないという状況だと思う。そういう児童が実際に市内にいますので、見込みゼロというのはどうか。医療ケアのできる事業所みたいなものは、なかなかハードルが高いというのはわかるのだが…この市内でそういう子供が生まれてしまったら、どうすればいいのかなという話。何もありませんという回答になるのは非常に残念だし、実際今医療ケアも必要な障



がい児の方がいらっしゃるのに、たぶん使う人はいないでしょうという算出根拠は、親の方の立場としてはこの計画案が出てきた場合、「今まで利用がなく今後も利用がないと予想する」というのは非常にかわいそうな言葉だと思う。今日はたいようの方は出席していないが、あれだけ要望を出してこれかい、みたいな。これはもちろん計画案なので、「利用がないと予想しました」というのは、皆さんに見てもらおうという時に、その方が見るかどうかはわかりませんが、ちょっと残念に思われると思う。私もこれはないのではないかという気持ちはする。どうでしょうか。実際に大人の方でも、お年寄りになられて医療ケアもかなり必要で、身体障がいにもなってしまったという方も知っている方にたくさんいるし、結局そういう施設がこの市内にないということは確かなことだし、市外の病院とかケアをしているところに移られているのだと思うが、いないということはないと思う。

委員3：今、鈴木委員からも話があったが、これに関しては相当利用したい人はいるが、ただ実際に事業所がないというのが現実。そういうことであれば、今後も利用がないという予想はない。事業所を作ることをどうするかという可能性などを盛り込んでいくことのほうが大事。

委員1：実際に出来なくても利用者はいると見込んで欲しいというのはある。実際にはないわけではないので。

委員3：事業所がないからできないというのではなく、それをどうするかというところに可能性を見出していくしかない。

委員1：ぜひ織り込んでほしい。

事務局：この見込み量の算出根拠のところも含め、消極的なことではなく、大久保さんがおっしゃったように、それをどう確保するかというのが重要かと思うので、そこは一考させて頂き見直したいと思う。

委員2：やはり希望者はいるのに実績がないからと言って、利用しないならなしでいいやという安易な考えはさみしいというのがある。事務局もそのところ前向きに検討していただきたい。

委員1：あと一点。2ページの“2 計画の基本的な考え方”で“⑤障害児の健やかな育成のための発達支援”というのをまず最初にもってきてほしい。順番のことになるが、⑤を一番にしてほしい。障がい児計画というふうにならなかったので、①～④は障がい者に対してということでもあると思うが、今回新しい障がい児計画なので⑤が一番になったらいいなと思った。

事務局：こちらについては、一応国の基本指針の順番通りに書いているので、このままで載せさせて頂ければと思う。

委員1：はい。

議長：他にはないか。

委員1：私ばかりで恐縮だが、9ページ“自立支援医療（精神通院）受給者の…”と書かれていて、発達障害の方で精神病院に定期的にかかっている方はいないと思

うので、ここでその分類に入るとすると“心理的発達の障がい”という部分になっているのかなと思うが、ちょっとよくわからない。知的にそこそこある発達障がいの人なんかは、療育手帳なんかAとかBとかがとれなかったりして、Cくらいでは通所施設も利用できなかったりするんで、そこで初めて18歳を過ぎて、施設を利用するにあたって、精神の手帳をとれば通所施設が利用できるようになるので、今まで発達障がいといって知的障がいの一部みたいな扱いを受けてきながら、18歳になったら精神の手帳になる。この人数というのは実際の人数なのだろうが、発達障がい者というのは、知的障がいではなく精神障がいになるのだろうか。ちょっと違うような気がする。片山さんとかどうですか。

保健課長：この表は県のデータを使っているのだと思うが、自立支援医療で、医療費の補助を受けている人がどの疾患で通院医療費の支給を受けているか、この左側に書いてあるのは、あくまでも疾病の分類の中での話なので、発達障がいと一般的に言っているが、それがどのあたりに入るかということ、それはその方によって違うので、心理的発達の障がいの方もいれば、この小児期の方もいらっしゃる。これはまるまる今おっしゃってる意味合いでの発達障がいの方の人数全てを表したのではなくて、自立支援医療を受けていらっしゃる方の人数という形のとらえ方でいいのではないかと。

委員1：発達障がいの方はどこにいつているのか。

保健課長：発達障がい者のデータというのは実際には出ていないのではないかと。このいただいた資料の中には入っていない。ここはあくまで自立支援医療費の受給をしていらっしゃる方の数になってくるかと思う。この表も員比ということで、発達障がいをどういうふうに捉えようかということでは市町村の担当の方のお話の方かと思うが、参考値がないということで、この受給者というのを出しているのかもしれない。この表はあくまでも自立支援医療ということで通院医療費の公費負担を受けている方というくりでの数字。で、その病名かと思う。

委員1：だとすると、7ページの知的障がい者の状況というものの中に、療育手帳ももらえない発達障がい児は全く入っていないということか。手帳がなければ数にも入らないということか。

事務局：9ページはあくまで自立支援医療受給者の中の分類です。

委員1：7ページの、例えば伊奈特別支援学校に行っていて知的障がいもあり、みたいな感じで発達障がいで来ていて、IQがちょっと高いので療育手帳のCももらえないという人が結構いたりする。でもコミュニケーションに問題があって、大きくなった時に就職もちょっと厳しいということで、その時に初めて精神の手帳をもらって就職する…就職できないので作業所に…知的障がい者の作業所に行ったりするので、結局今回障がい児というふうにとらえたら、発達障がいというのをどのようにとらえて支援していくのかというのがよく見えてきていない。ちょっと意味不明なことで申し訳ないが、実際とらえている知的障がい

者・精神障がい者といったら、発達障がい者というのは一応精神の方には分類されているが、子供の内はカウントされていないというか、医療を受けている人も中にはいるとは思いますが、医療を受けていない人も多かったでするので、すみません、訳わからないことをいってしまって。自分の子はダウン症なので、完全に知的障がいというのだが、発達障がいにはいろんなタイプがあり、その人たちの中にはIQが高い子がけっこういたりして、でも逆にダウン症の子なんかよりもコミュニケーションに問題があったりするので、医療的ケアというよりは、コミュニケーションのケアみたいなものが必要なのに、実際にはあまり受けられていないというか、本来ならもっと早く精神の手帳をとればいいのかと思うのだが、お母さんの中には「精神の手帳!？」とすごくいやがる方もいる。普通小中学校で特別支援学級に行っていたり、特別支援学校に行っていたりする人の中にはIQがけっこう高いという人も多かったでするので、それがこの数字の中からは取りこぼれていると感じる。

事務局：7ページについては、あくまで療育手帳をお持ちの方の数値が出ている。手帳を持っていないお子さんについては、障がい福祉サービスでいえば、通所サービスは必ずしも療育手帳を持っている人とか精神手帳を持っている人しか使えないというのではなく、例えば小さいころの市の療育教室に通っているとか、普通学校でも特別支援学級に通っている子に関しては、そのへんの情報があるので、通所サービスはお使いいただいている状況ではある。

委員1：通所サービスを利用している人の中にカウントされているということか。

事務局：数としては…実績の中にそういう方も入っているということにはなる。

委員1：発達障がい児支援ということが言われてだいぶ経つのだが、具体的ではないのではないかとちょっと思った。

委員4：委員のおっしゃられることはよくわかる。子供さんをお持ちで、わざわざ申請してまで手帳の交付を受けるということに抵抗を感じておられる親御さんというのはまだまだいると思う。発達障がいではなくても、精神疾患を発症されたような若い人たちをかかえるご家庭でも、やはり隠してしまうというか、手続きをしないでおうちにいらっしゃるようなご家庭を、私も何軒か知っている。そのへんの方の把握というか、何か制度に結び付けられるように働きかけが、これからの私たちもそうだが、計画の中でも実現していけるように努力していかなくはいけないのかなあと感じた。おっしゃることが、気持ちとしてとてもよくわかりました。学校の方でも、手帳を申請したら支給されるかもしれない方にはどうですか？とったほうがのちのちいいのではないかと、という話は出たりするか。そういうのはなかなかタブーなのか。

委員1：伊奈特では出る。ただ、普通の通級で特別支援学級に通っている、普通小中学校に行っているお子さんには、たぶん先生はそこまで積極的に言ったりすることはないと思う。IQが高ければ当然療育手帳はとれないので、そこで精神と言われるとちょっと引くと思う。それはかなりある。

委員1：なんで精神なのだろうか…そういうものなのか。

委員4：精神というと皆さんやはり重く感じてしまうというか…

委員1：支援していただくものが違うのではないかと思う。精神の方を差別しているという気持ちではなく、発達障がい困り具合と精神病で困ってらっしゃる方とでは、ニーズが全然違うのになぜ同じくくりになっているのかといつも思う。…数字に関してはそのまま大丈夫です。

事務局：はい。

：入学する・しないというあたりの小さいお子さんの無料相談をうちでやっている。いろいろな形で話をしているのだが、やはり見た目と実際の方向等含め、必ずしもそうであるかということではない。そういうことは特徴としてそれぞれの個性は出るが、では明らかにそうなのかということはなかなか判定できないケースが実はある。それがある程度いって成人してから出るのか、それで支援の中で落ち着いていくのかという経緯もあるので、そこは一概に言えない部分がある。そういうケースも実際我々が相談を受けている中では出ているので、では手帳をとればいいのかという問題ではない、というところはある。やっぱりとりたくない、特別支援学級に通っている、でもちょっと難しいかなと言いつつもやっぱり手帳をとるところまではいかない、というのは、やはり親御さんの考えというのがあるとは思う。

議長：悩みは多い。今の件は事務局でもよく把握し、何かいいアイデアを完成させてください。実際鈴木さんなんかご苦労なさっているから…他に何かあるか。

委員3：本市においては相談事業所が一か所ということで、全てのサービスをという方には結局相談が入るわけだが、近隣の相談事業所を使うケースがあったとしても、この資料のように一か所では非常に少ない。それが全てをあらわしている。相談内容の充実を目指していくのであれば、拡大していくことに努力していくことが必要。その下の基幹相談支援センターについて、ここで検討に入って32年に立ち上げるというところまできている。相談事業所が1つだけでは、支援センターの役割というのが見えてこないのではないかと。1か所で賄うのであれば、別に必要がない。いろいろなことを網羅できるような体制が基幹相談支援センターの役割であるので、そういうことを想定し、今ここにある事業所等に働きかけをして、相談事業を開始するということを進めていく、取り組んでいくことが必要だと思う。数値目標は別にそれで全然かまわないのだが。数値目標は国の基本指針の中から実態と目標というのを整合性をつけて出しているのだから、それはいいとしても、内容としてそういうことを考えていく必要があるだろうという話をしている。あとは13ページの就労支援、施設から一般就労への移行の数値目標が出ているわけだが、これとかみ合せて30年から報酬会計が一緒になってくる。その報酬会計の中に、実は移行の問題が出てきている。サービスから言うと、生活自立ということで移行支援A型B型、ここからの就職というのは当然報酬としての評価の対象になってくると言われて

いる。数値目標はいいとしても、例えば本市にある事業所がどのように就労に取り組んでいるかとか、そういうことも含めた意見交換をしていかないと、実際問題として就労移行しようと言いながらなかなか就職ができていないということがある。実は就労移行支援事業を撤退するところも出てきている。そういうこともあって、例えば自立支援協議会の専門部会とか、そういうことを想定して横の連携をつけながらそこは話し合っていく必要があると思う。当然新しく定着支援という部分が出てくる。就労させなければ定着支援もない。そこはセットになってくるので、そこを含め今後の課題として取り組んでく必要がある。

事務局：一応計画の中では、この障がい者自立支援協議会にいろいろ専門部会を設置して最大限活用させていただくと書いているので、今後はなるべく障がい者支援協議会の活性化も含め、なるべく皆さんのご意見をいろいろお聞かせいただきながら、事業を進めていきたいと思っている。それと、これはまだ申請段階だが、一応うちの市内で、就労継続B型の事業所と放課後等デイサービスが1か所ずつ県にはもう申請しており、うちからも意見書を出したので、あとは県の認可がおりれば放課後等デイサービスが1か所、就労継続支援B型が1か所増える予定ではある。今後新しく増えた事業所も含め、事業所同士の意見交換や横の連携を図っていききたいと思っている。よろしくお願ひします。

議長：ありがとうございます。他には何かあるか。

：こちらの資料からは外れてしまうかもしれないが、28ページの成年後見制度の利用支援事業というのがあり、こちらの見込み量と確保のための方策ということで、実利用者数というのがずっと1名利用されていて、32年には2名ぐらいになるのかなという予測が立ててある。実際に成年後見制度までお使いになる方というのは、こういうふうには人数はそれほど多くはないのかなと思った方もするが、そこまでいかない方…身寄りがいなくて急遽入院したり、退院する時あるいは入院する時に保証人がいなくて困ったりする、という話をよく聞く。現実的にも何人かそういう方がいらっしゃる。そのあたりというのは、このあとどのようにお考えか。介護の方でも同じようにお一人という方が出てきていて問題になっている。親御さんがいればいいのだが、お亡くなりになったりすると、そのあと一人だけ残ってしまっ…というような状況が、だんだんと事例として出てくるのかなあと。社会福祉協議会のほうで全て保証人になるわけにもいかないだろうし、なかなか難しい問題が起きてくるのではないかというのは感じる。国の方では何かそういうのをどうしていこうかというお話は出たりするのか。

事務局：やはりうちの市でもそういうケースがあって、その時にいろいろ調べてはみたが、私の知る限りでは、国がどうこうというのは今のところないような状況。ただ個人の保証人に行政がなれるのか、というところは非常に法的根拠もなく

難しいところもありますので、そのへんは保証協会というところも今後調べていく必要があるのかなと考えている。

:保証協会というと、お金を借りる時には茨城県の信用保証協会というのがあってそちらをご利用される方も多いのかと思うが、あとはお金を借りたりするときは意外と充実しているが、日常生活での保証人というのは案外難しいというか、弁護士さんとかがそういうことをNPO法人なんかでされているところもあるみたいだが、それなりに報酬も高いだろうし、そのように費用がかかると身寄りがいなくて所得がない方だと大変だなあと思う。今後どうしていいかかと不安に感じているところだとは思う。

事務局：そのへんは市でも難しい問題。障がい者だけではなく、独居の方とかでも同じような問題が起きていると聞いている。いろいろ情報を収集しながら、取り組んでいかなければいけないと思っている。それとサービスのところで、例えば21ページの一番上だったり、参考として市内のサービス事業所、生活介護がどういうところがあって…ということで、一応市内のサービス事業所だけ書いているところだが、やはり市内の事業所だけだと数が少ないというのがあるので、今の想定では、うちの市のサービス利用者の方が使っている利用実績のある事業所を近隣市町村も含めて掲載してもいいのではないかと考えているところである。まだ調査が間に合わずここには載っていないのだが、こういうサービス事業所があってこそできている事業ですので、資料編といような形であとでまとめる方法をとるのかということも含め、なるべく載せていこうかなと考えている。

議長：わかりました。

## (2) その他

### 【質疑等】

なし

## 5. その他

事務局：ご報告にはなるが、前回支援協議会の中で協議をさせて頂いた案件について。グループホーム内で問題があってなかなか受け入れ先がないといった問題に関して進展があった。市の措置入所ということで、某入所施設にお願いすることになり、12月に今の病院からそちらの施設に措置入所をお願いする予定になっている。措置入所ということでそちらにお世話になるところだが、そこでの経過を見ながらグループホームや他の施設を、また地域生活ができるよう支援をしていきたいと思っている。

議長：今後の日程について事務局からお願いしたい。

事務局：次回支援協議会の開催について、前回は説明させて頂いたが、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の策定については、市と議会への説明が必要になる。この

日程は各部署でもうすでに決まっているので、そのスケジュールに合わせて組まなくてはいけない。まず今日のこの支援協議会を踏まえ、副市長や各部長への説明の機会として、庁内調整会議を12月4日に予定している。それを踏まえ、今度は市から議会への説明については議会全員協議会というものがあるのだが、こちらは12月11日を予定している。これらを経てパブリックコメントに移るのだが、これについては30日以上の間をかけるので、事務局では前回も相談させて頂いたように12月18日～1月16日で見込んでいる。さらに、このパブリックコメントでの意見を踏まえた上での案をコンサルさんから提出していただき、また支援協議会におはかりしたいと思っている。こちらについては1月の中旬に開催したいと考えている。日程等は予算などの関係もあり、会場も含め見通しが非常に流動的なので、ここで具体的に何日かというのは控えさせていただく。いずれにしても1月中旬頃開催予定である。スケジュールについては以上。

議長：今後もこの会議の資料について、庁内から議会、そしてパブリックコメントを通し、これは来年の1月16日までかかるということで、そのあと1月中旬頃ということで事務局から今後の日程のご説明があった。何もなければ本日の議事を終了させていただきたい。ありがとうございました。

6. 閉会（午後3時0分）